

日本共産党・田村智子委員長が来熊、党市議団も同行し自衛隊周辺を調査・県と懇談 住宅地のど真ん中への「長射程ミサイル」配備は撤回を！ 田村委員長とともに、「住民説明会」開催を要望



10月29日、日本共産党田村智子委員長が来熊、党市議団も同行し、健軍自衛隊周辺の調査を行いました。健軍自衛隊の2キロ圏内には、小学校12校、中学校7校、高校8校、大学1校があり、保育園・幼稚園も多数あります。また、市民病院が隣接し多数の医療機関があり、国・県の出先機関も集中しています。

調査の後、熊本県と懇談、県として防衛省へ配備撤回・住民説明会開催を求めることが要望されました。

熊本が他国からの「攻撃目標」に

健軍自衛隊へ配備される「長射程ミサイル」は、中国本土まで届く1,000kmの射程を持つ攻撃型の移動式ミサイルです。健軍自衛隊に配備されれば、熊本が出撃基地へとその性格が大きく変わります。

自衛隊司令部の地下化と併せ、攻撃型の長射程ミサイル配備は、相手国の攻撃対象となります。しかも、健軍自衛隊には新たな弾薬庫整備もすすめられており、熊本の軍事基地化が一層危険な形ですみます。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行:日本共産党熊本市議団 H P : 共産党 熊本市議団

NO. 1434
2023年11月9・16日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

「ミサイル」撤回を求める住民らと懇談

現地調査に先立ち、10月28日に健軍周辺地域の住民はじめ、ミサイル配備撤回を求める住民との懇談を行いました。地元のPTA会長・自治会長、平和を求める東区住民・女性たちの会などから、怒りや不安の声が出されました。

国・防衛省は、住民の声を受け止め、不安や疑問に応えるための「住民説明会」を開催すべきです。



弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 11月19日(水) 午前10時～12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) ☎328-2656
- 11月20日(木) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) ☎338-2001
- 11月28日(金) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) ☎328-2656
- 12月9日(火) 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本丁1-22) ☎090-8667-3148
- 12月11日(木) 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) ☎322-7731

2025年第4回定例会の日程が決まりました

10月31日の議会運営委員会で、今年最後となる第4回定例会（12月議会）の日程が決まりました。止まらない物価高の中、市民生活をどう守っていくのか、次年度予算編成も終盤を迎える議会となります。大型開発ハコモノの市役所建替えより、「暮らし・福祉・子育て教育などを優先してほしい」との声を議会に届けます。率直なご意見・要望・実情など、お寄せください。

【日程】

11月28日(金) 開会日・本会議

12月2日(火) 一般質問 ①田上（市民）②田中敦（自民）③松本（熊自）

3日(水) 一般質問 ①三森（公明）②上野（共産）③高本（創生）

4日(木) 一般質問 ①井坂（無所属）②菊池（無所属）③村上博（市民）

5日(金) 一般質問 ①日隈（自民）②吉田（公明）③田島（自民）

8日(月) 一般質問 ①荒川（自民）

10日(水)～ 予算決算委員会分科会・常任委員会
(請願・陳情の趣旨説明)

16日(火) 予算決算委員会・しめくくり質疑

18日(木) 最終日・本会議 (質疑・討論・表決)



*請願締め切りは、11月28日(金)午後5時
*陳情締め切りは、12月4日(木)午後5時
☆請願・陳情の趣旨説明は、12月10日
分科会・常任委員会の冒頭になります。

議会の傍聴について

●本会議は、本会議場傍聴席で直接傍聴できます。

*直接傍聴の受付は、議会棟5階エレベーター前にあります。

*インターネットでの同時中継は、**熊本市議会HP**で視聴できます。
(後日、録画放映もあります)

日本共産党熊本市議会だより 2025年11月9・16日合同号 (No.1434)



12月議会の一般質問

上野みえこ議員が登壇します

日時：12月3日(水)午前11:10～12:10

場所：熊本市役所議会棟・本会議場5階傍聴席

*取り上げてほしいテーマ・ご意見など、お気軽に寄せください。

*議場での直接傍聴と、インターネット同時中継があります。

大西市長の違反を問う「政治倫理審査会」

政治倫理条例第4条にもとづき審議の公開を！

市民に開かれた「審査会」にすべき

審議会が調査した内容を市民には「非公表」

第4回「政治倫理審査会」が10月30日に開かれました。今回の審査会には、総務省と県選管に問い合わせの結果が来ていましたが、「情報提供者の了解を得ていない。審査の途中のものを部分的に出すと誤解を招く。個人情報も含まれる。」ということで内容は委員だけに知らせ、傍聴者含め市民には「非公表」とされました。

傍聴人に資料を配らない

審議会当日、受付には「マスコミ用資料」が準備していましたが、傍聴者が求めたにもかかわらず、傍聴人には配布されませんでした。

議論を闇の中にする「審議会の非公開」

次回の第5回審査会は、「固有名詞が出てくる可能性がある」という理由で「非公開で開催する」と決められました。

政治倫理条例第4条では「審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する」と定められています。しかし、審議会の席上、議決の手続きを取ることもなく、非公開が決められました。

政治倫理審査会は、市民の請求署名によって開かれています。市民への情報提供と開かれた審議を行なうことは、一番重要なことです。